下松市建設工事請負契約約款第25条第6項(インフレスライド条項)の運用改定について

(お知らせ)

令和5年1月 1日 技 術 監 理 課

賃金等の変動に対応するため、「下松市建設工事請負契約約款第25条第6項(インフレスライド条項)運用基準」を改定しましたので、以下のとおり、お知らせします。

## 1. インフレスライド条項に係る改定概要

適用対象工事の見直し

(これまでの運用)

賃金水準(労務単価)の変更がなされた工事

(新たな運用)

労務又は資材単価の変更がなされた工事

労務又は<u>資材単価</u>の変更による残工事費の変更額が、残工事費の 1%を超える場合に、請求が可能となりました。

なお、スライド額の算出方法に変更はありません。

※単品スライドは、令和4年9月1日の運用改定により、実際の購入金額を用いて(適当と認められる場合)スライド額の算定が可能となりましたが、インフレスライドは、従来通り、発注者が積算に使用している物価資料等の基準日における単価を用いて、スライド額を算定することとなっています。

## 2. 適用基準日

令和5年1月1日以降適用するものとし、既契約工事、入札公告又は指名通知について も適用します。

## 3. その他

様式及び運用基準等については、下松市技術監理課のホームページに掲載しています。